

伊賀市学校みらい構想 基本計画

最 終 案

目 次

「伊賀市学校みらい構想基本計画」について

1 伊賀市の学校の現状

(1) 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 外国人人口の推移・・・・・・・・・・	2
(3) 児童生徒数の推移・・・・・・・・・・	3
(4) 校区再編の経緯・・・・・・・・・・	4
(5) 市立小学校・中学校の名称及び位置・・・・・・・・	5
(6) 市立小学校・中学校の位置図・・・・・・・・	6
(7) 令和6年度以降10年間の小中学校別児童生徒数の推計・・・・・・・・	7
(8) 学校別学年学級数の推計・・・・・・・・	8
(9) 学校施設の現状・・・・・・・・・・	9
(10) 学校教育の取組・・・・・・・・・・	10

2 みらいを拓く児童生徒に望ましい小中学校の規模・配置・体系

(1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・	11
(2) 望ましいみらいの学校規模・学校配置・・・・・・・・	11
(3) 義務教育9年間を見通した学校体系・・・・・・・・	21
(4) 少人数を活かした特色ある学校運営・・・・・・・・	23
(5) 地域社会との連携・・・・・・・・・・	23
(6) 今後の取組の進め方・・・・・・・・・・	24

3 今後の望ましい教育環境

(1) 望ましい通学の方法と費用負担（補助）・・・・・・・・	25
--------------------------------	----

「伊賀市学校みらい構想基本計画」について

◎教育環境の経過

子どもたちにとって望ましい教育環境を整え、学校教育の充実を図ることを目的に2004（平成16）年2月に策定した上野市校区再編計画は、2004（平成16）年11月の市町村合併により、「伊賀市校区再編計画（基本計画）」として継続実施され、校区再編検討の必要な地域における計画策定の指針としての役割を果たしてきましたが、2023（令和5）年4月1日に上野南小学校が開校したことにより、これまでの校区再編計画に基づく統廃合は一旦終了したものと考えています。

この間の市立小中学校の統廃合等の推移については、2004（平成16）年度時点で小学校27校、中学校12校あったものが2023（令和5）年度では小学校18校、中学校10校となっており、教育委員会としましては、学校教育の充実を最優先するという立場に重点を置き、校区の再編を推進することで、市域全体において、児童生徒を健全に育成するための望ましい学習集団の形成と、活力ある学校づくりについて一定の成果を上げることができたと考えています。

しかし、計画策定から、2024（令和6）年で20年が経過し、その間児童生徒を取り巻く環境は、社会情勢等により大きく変化し、伊賀市においても児童生徒数の急激な減少と、それに伴う学校の急速な小規模化が進んできました。今後もさらに人口減少が進むという統計予測も示されています。

市全体の人口減少が進む中で、技術の発達や新たなニーズ、高温化や感染症の発生など、社会や生活環境の変化により、学校教育を取り巻く環境も大きな変化が起きています。

児童生徒数が今後もさらに減少することが予想される中で、「子どもは伊賀の宝」を基本に義務教育の期間である9年間を見通し、伊賀市の将来を担う子どもたちの資質や能力を引き出し、個性と多様性を尊重し、未来を創造する子どもの育成が望まれています。

◎基本計画策定の趣旨

伊賀市の将来を担う子どもたちを健全に育成するためには、望ましい学習集団の形成と活力ある学校づくりを**めざす**必要があります。

伊賀市学校みらい構想基本計画は、学校教育の充実を最優先することに重点を置くとともに、確かな学力と豊かな心を身につけ、健やかな体を育み、未来を創造し、社会の担い手となる力を育成する学校教育やそれを充実するための学校運営を行うために、伊賀市の望ましい学校規模や配置、学校運営等についての基本的な方向性を示すものとして策定を進めているものです。

◎基本計画策定の経緯

基本計画を策定するにあたり、学識経験者（２名）、小学校・中学校のPTAを代表する者（２名）、小学校長・中学校長を代表する者（２名）、地域を代表する者（６名）、関係団体を代表する者（３名）、市民からの公募による者（２名）、市長が必要と認める者（１名）、合計１８名で構成される伊賀市学校みらい構想検討委員会を設置し、伊賀市長から「学校みらい構想基本計画の策定」「今後の望ましい教育環境」の２つの事項について諮問を行いました。

検討委員会では、「望ましい学校規模、学校配置について」「義務教育９年間を見通した学校の体系について」「少人数を活かした特色ある学校運営について」「地域社会との連携について」、また、教育環境については「望ましい通学方法と費用負担について」を審議事項として協議を重ねてきました。

これまで７回の検討委員会の開催とパブリックコメントを実施し、この度、最終案として取りまとめものです。

◎伊賀市学校みらい構想検討委員会開催状況

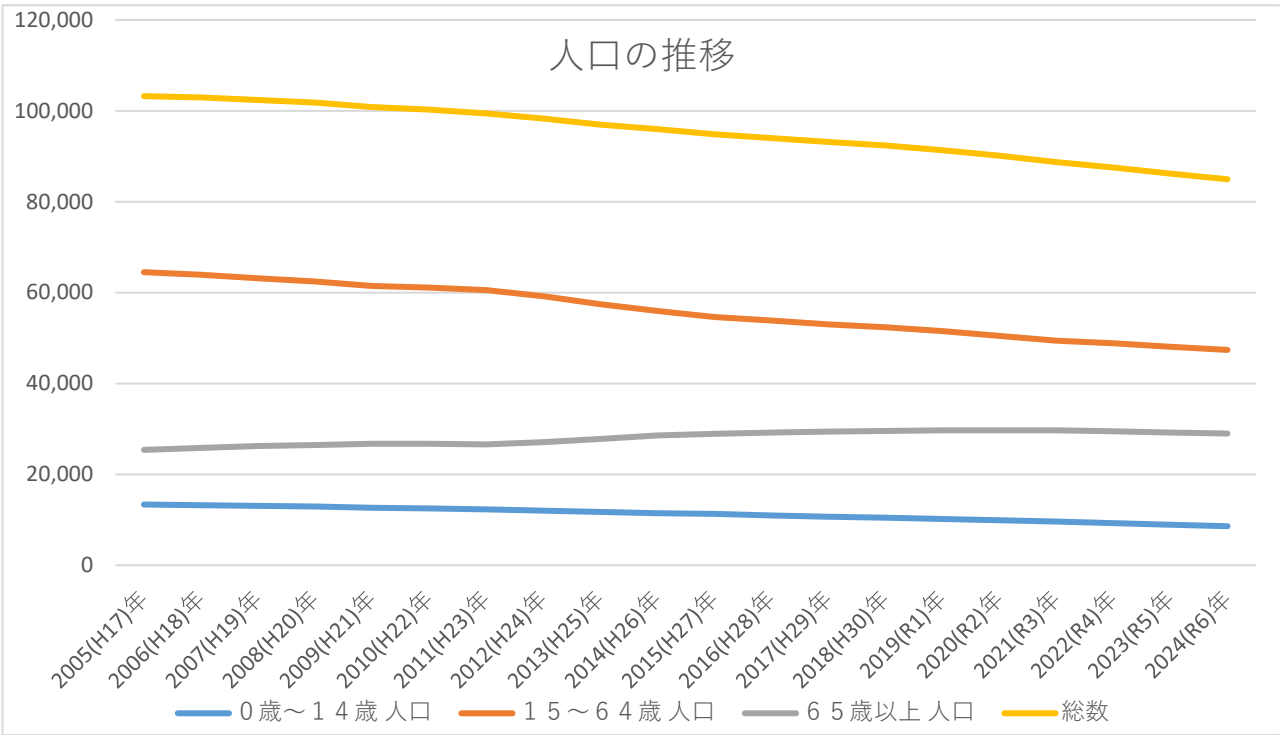
2023（令和５）年度		
第１回	12月20日	・伊賀市の小中学校の現状 ・伊賀市学校みらい構想基本計画 ・今後の望ましい教育環境 ・検討委員会の進め方（スケジュール）
第２回	3月27日	・望ましい学校規模・学校配置 ・義務教育９年間を見通した学校の体系 ・少人数を活かした特色ある学校運営 ・地域社会との連携 ・通学方法と費用負担の現状
2024（令和６）年度		
第３回	5月14日	・望ましい学校規模・学校配置
第４回	7月2日	・義務教育９年間を見通した学校の体系 ・少人数を活かした特色ある学校運営 ・地域社会との連携
第５回	8月28日	・通学方法と費用負担
第６回	10月8日	・伊賀市学校みらい構想基本計画（中間案） ・今後のスケジュール
パブリック コメント	12月20日～ 1月20日	・基本計画中間案に対するパブリックコメント
第７回	2月18日	・伊賀市学校みらい構想基本計画中間案への意見と対応 ・伊賀市学校みらい構想基本計画最終案 ・答申案

1. 伊賀市の学校の現状

(1) 人口の推移

伊賀市の人口は、2004(平成16)年の市町村合併以降、減少が進んでいる状況が続いており、2024(令和6)年9月末現在の総人口は、84,936人と2005(平成17)年からの19年間で約18,300人、17.7%減少しています。

年齢3区分での0歳から14歳人口についても、2005(平成17)年の13,356人から35.7%減少の8,583人となっており、急速な少子化が進行しています。



年 次	伊賀市	上野地区	いがまち地区	島ヶ原地区	阿山地区	大山田地区	青山地区
2005(平成17)年	103,227	(63,593)	(11,033)	(2,794)	(8,264)	(5,903)	(11,640)
2010(平成22)年	100,288	(62,652)	(10,720)	(2,520)	(7,844)	(5,570)	(10,982)
2015(平成27)年	94,847	(59,844)	(9,993)	(2,314)	(7,317)	(5,225)	(10,154)
2020(令和 2)年	90,097	(57,479)	(9,531)	(2,108)	(6,769)	(4,884)	(9,326)
2021(令和 3)年	88,700	(56,617)	(9,340)	(2,043)	(6,627)	(4,867)	(9,206)
2022(令和 4)年	87,544	(55,996)	(9,193)	(1,999)	(6,504)	(4,834)	(9,018)
2023(令和 5)年	86,182	(55,175)	(9,058)	(1,947)	(6,333)	(4,787)	(8,882)
2024(令和 6)年	84,936	(54,419)	(8,976)	(1,893)	(6,228)	(4,700)	(8,720)

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

年齢3区分別人口

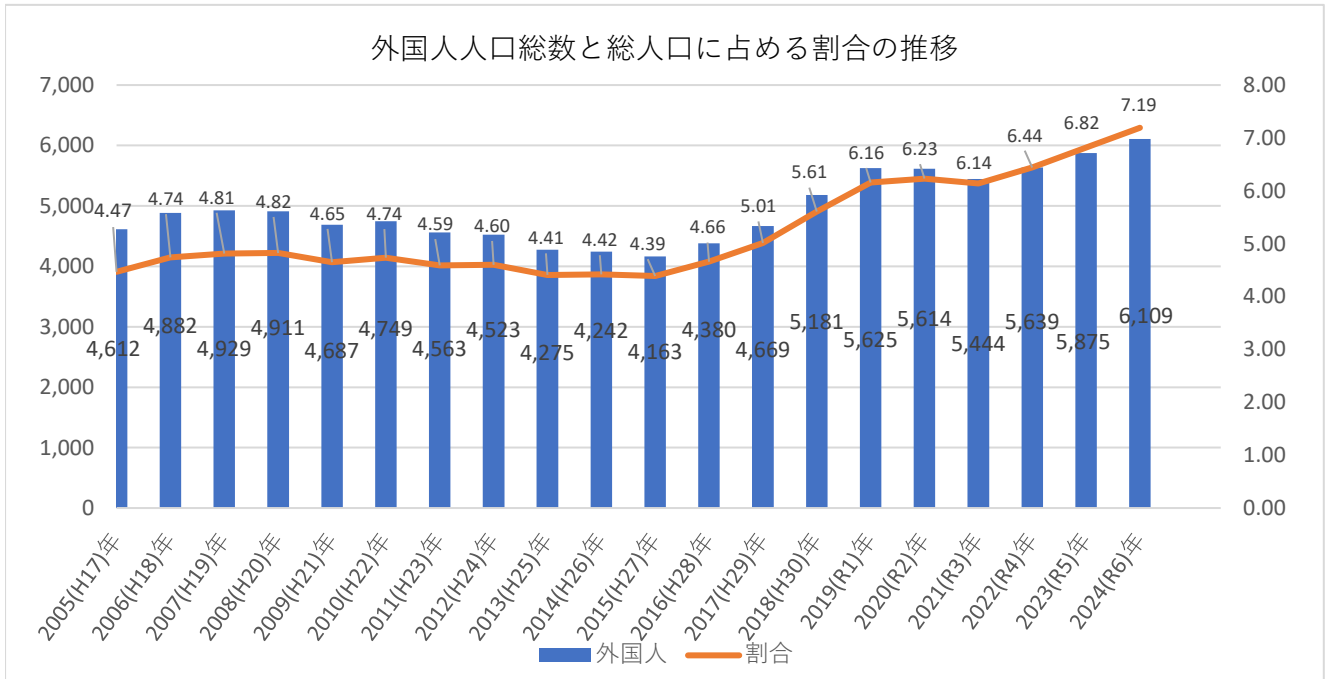
年 次	0歳～14歳		15～64歳		65歳以上		計
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
2005(平成17)年	13,356	12.9%	64,488	62.5%	25,383	24.6%	103,227
2010(平成22)年	12,478	12.4%	61,080	60.9%	26,730	26.7%	100,288
2015(平成27)年	11,276	11.9%	54,652	57.6%	28,919	30.5%	94,847
2020(令和 2)年	9,924	11.0%	50,484	56.0%	29,689	33.0%	90,097
2021(令和 3)年	9,581	10.8%	49,433	55.7%	29,686	33.5%	88,700
2022(令和 4)年	9,272	10.6%	48,821	55.8%	29,451	33.6%	87,544
2023(令和 5)年	8,909	10.3%	48,092	55.8%	29,181	33.9%	86,182
2024(令和 6)年	8,583	10.1%	47,383	55.8%	28,970	34.1%	84,936

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 外国人人口の推移

伊賀市の外国人人口は、2024（令和6）年9月末現在で、6,109人となり、2005（平成17）年からの19年間で約1,500人、32.5%増加しています。

総人口に占める割合も2005（平成17）年の4.47%から2024（令和6）年では、7.19%と上昇しています。



年次	伊賀市	上野地区	いがまち地区	島ヶ原地区	阿山地区	大山田地区	青山地区
2010(平成22)年	4,749	(4,025)	(344)	(11)	(215)	(57)	(97)
2015(平成27)年	4,163	(3,465)	(318)	(7)	(178)	(83)	(112)
2020(令和2)年	5,614	(4,542)	(488)	(19)	(295)	(120)	(150)
2021(令和3)年	5,444	(4,309)	(493)	(19)	(305)	(142)	(176)
2022(令和4)年	5,639	(4,446)	(517)	(17)	(309)	(163)	(187)
2023(令和5)年	5,875	(4,584)	(550)	(27)	(328)	(163)	(223)
2024(令和6)年	6,109	(4,741)	(585)	(29)	(350)	(166)	(238)

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

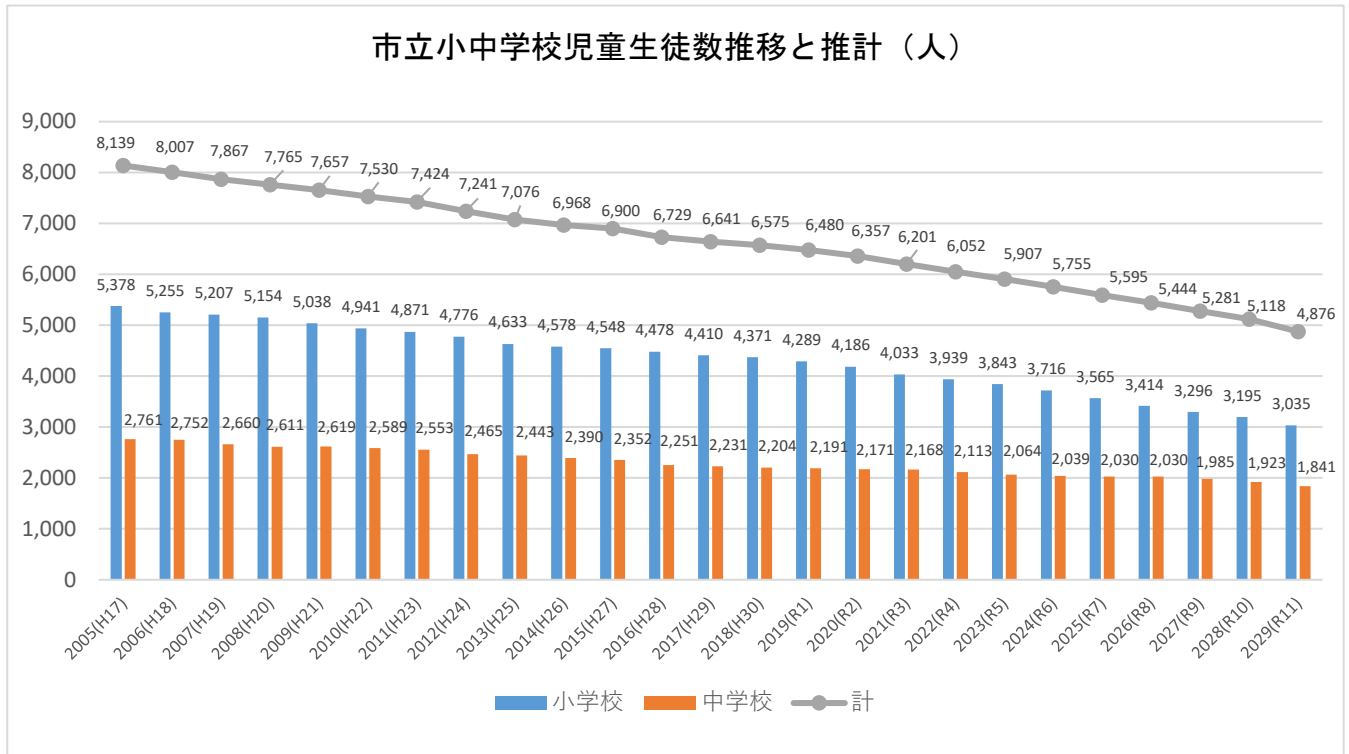
年齢3区分別人口

年次	0歳～14歳		15～64歳		65歳以上		計
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
2010(平成22)年	619	13.0%	3,993	84.1%	137	2.9%	4,749
2015(平成27)年	559	13.4%	3,450	82.9%	154	3.7%	4,163
2020(令和2)年	622	11.1%	4,743	84.5%	249	4.4%	5,614
2021(令和3)年	591	9.8%	4,586	84.3%	267	4.9%	5,444
2022(令和4)年	613	10.9%	4,750	84.2%	276	4.9%	5,639
2023(令和5)年	585	10.0%	5,000	85.1%	290	4.9%	5,875
2024(令和6)年	622	10.2%	5,172	84.7%	315	5.1%	6,109

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 児童生徒数の推移

伊賀市立小・中学校の児童生徒数は、2005(平成17)年以降、減少傾向であり、2024(令和6)年には、5,755人となり、2,384人、29.3%の減少となっています。今後も減少傾向は続き、2029(令和11)年には、4,900人程度になることが予想されています。



2024(R6)年までは各年5月1日現在
2025(R7)年から2029(R11)年までは推計値

地区別児童生徒数の推移

	年次	伊賀市	上野地区	いがまち地区	島ヶ原地区	阿山地区	大山田地区	青山地区
小学校児童	2003(平成15)年	5,546	(3,283)	(663)	(106)	(451)	(301)	(742)
	2008(平成20)年	5,154	(3,217)	(554)	(118)	(459)	(266)	(540)
	2013(平成25)年	4,633	(3,139)	(395)	(92)	(325)	(235)	(447)
	2018(平成30)年	4,371	(2,979)	(420)	(67)	(312)	(207)	(386)
	2023(令和5)年	3,843	(2,586)	(374)	(67)	(241)	(219)	(356)
	2024(令和6)年	3,716	(2,487)	(356)	(64)	(234)	(227)	(348)
中学校生徒	2003(平成15)年	3,096	(1,744)	(379)	(64)	(252)	(189)	(468)
	2008(平成20)年	2,611	(1,541)	(295)	(49)	(258)	(154)	(314)
	2013(平成25)年	2,443	(1,527)	(249)	(55)	(227)	(119)	(266)
	2018(平成30)年	2,204	(1,488)	(195)	(57)	(150)	(125)	(189)
	2023(令和5)年	2,064	(1,357)	(209)	(39)	(163)	(101)	(195)
	2024(令和6)年	2,039	(1,344)	(193)	(34)	(155)	(103)	(210)

各年5月1日現在

(4) 校区再編の経緯

伊賀市立小・中学校の校区再編は、平成16年2月に策定した上野市校区再編計画を平成16年11月の市町村合併により、「伊賀市校区再編計画（基本計画）」として阿山地区を加え、継続実施し、学校区再編検討の必要な地域における計画策定の指針としての役割を果たしてきました。

これまでの小中学校の統廃合等の推移については、伊賀市合併前の旧市町村で2002(平成14)年に開校していた小学校29校、中学校12校が、2023(令和5)年に上野南小学校が開校したことにより、小学校18校、中学校10校に再編され、これまでの校区再編計画に基づく統廃合は一旦終了したものと考えています。

学校教育の充実を最優先するという立場に重点を置き、校区の再編を推進することで、市域全体において、児童生徒を健全に育成するための望ましい学習集団の形成と、活力ある学校づくりについて一定の成果を上げることができたと考えています。

市立小・中学校数の推移

	年 次	伊賀市	上野 地区	いがまち 地区	島ヶ原 地区	阿山 地区	大山田 地区	青山 地区
小 学 校	2002(平成14)年	29	(16)	(3)	(1)	(4)	(2)	(3)
	2004(平成16)年	27	(16)	(3)	(1)	(4)	(2)	(1)
	2005(平成17)年	26	(16)	(3)	(1)	(4)	(1)	(1)
	2015(平成27)年	23	(14)	(3)	(1)	(3)	(1)	(1)
	2016(平成28)年	22	(14)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)
	2020(令和 2)年	21	(13)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)
	2021(令和 3)年	20	(13)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)
	2023(令和 5)年	18	(11)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)
中 学 校	2002(平成14)年	12	(6)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
	2009(平成21)年	11	(5)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
	2012(平成24)年	10	(4)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
	2023(令和 5)年	10	(4)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)

各年4月1日現在
※休校を含む

(5) 市立小学校・中学校の名称及び位置

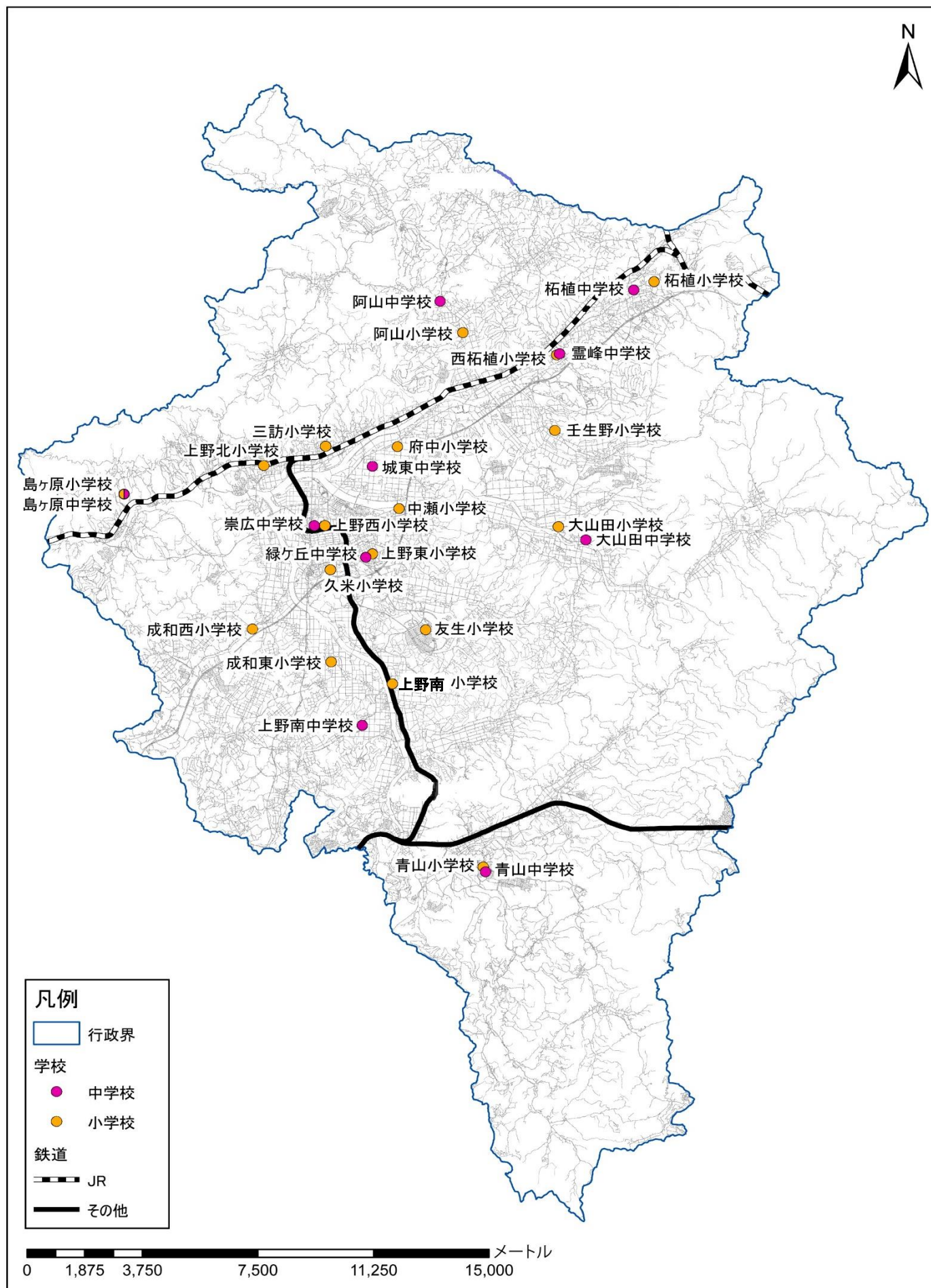
	中学校の名称	位置		小学校の名称	位置
1	崇広中学校	上野丸之内78番地	1	上野西小学校	上野丸之内112番地
			2	久米小学校	久米町544番地
			3	上野北小学校	西高倉3146番地
2	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘本町4153番地	4	上野東小学校	緑ヶ丘中町4352番地
			5	友生小学校	ゆめが丘2丁目11番地
3	城東中学校	印代450番地	6	府中小学校	東条88番地
			7	中瀬小学校	西明寺105番地
			8	三訪小学校	三田1652番地
4	上野南中学校	森寺1488番地	9	上野南小学校	沖265番地
			10	成和東小学校	猪田1350番地
			11	成和西小学校	大内624番地
5	柘植中学校	柘植町1881番地	12	柘植小学校	柘植町2343番地
6	霊峰中学校	新堂160番地	13	西柘植小学校	新堂160番地
			14	壬生野小学校	川東1786番地の3
7	島ヶ原中学校	島ヶ原514番地の2	15	島ヶ原小学校	島ヶ原514番地の2
8	阿山中学校	千貝10番地	16	阿山小学校	馬場1045番地
9	大山田中学校	平田655番地	17	大山田小学校	平田25番地
10	青山中学校	阿保1870番地	18	青山小学校	阿保1789番地

※各中学校区内の小学校を記載

※上野西小学校区の一部は城東中学校へ通学

(6) 市立小学校・中学校の位置図

2023（令和5）年4月1日現在



(7) 令和6年度以降10年間の小中学校別児童生徒数の推計

	学校名	2024 6年度	2025 7年度	2026 8年度	2027 9年度	2028 10年度	2029 11年度	2030 12年度	2031 13年度	2032 14年度	2033 15年度	2034 16年度
1	上野東	536	514	506	508	497	484	468	460	456	451	436
2	上野西	619	588	556	537	546	530	540	537	542	540	530
3	久米	152	144	134	127	118	111	113	112	118	109	107
4	上野北	175	153	142	142	137	130	132	136	137	132	134
5	府中	204	202	199	182	178	158	160	151	150	148	147
6	中瀬	87	87	85	79	83	83	80	78	74	70	60
7	友生	364	355	331	316	298	277	249	223	197	180	164
8	上野南	110	116	118	113	113	106	104	94	87	89	83
9	成和東	83	71	65	62	63	61	54	54	49	48	47
10	成和西	71	67	55	55	47	41	35	30	29	24	22
11	三訪	86	80	85	69	69	65	57	56	56	61	59
12	柘植	118	117	106	101	93	83	70	62	56	51	47
13	西柘植	88	93	90	86	87	89	93	94	92	95	94
14	壬生野	150	147	146	138	122	118	107	104	92	90	89
15	島ヶ原	64	56	49	48	43	39	31	28	26	21	18
16	阿山	234	217	216	210	205	192	172	157	149	135	132
17	大山田	227	234	221	217	206	203	173	153	138	121	111
18	青山	348	324	310	306	290	265	239	231	215	200	191
	小学計	3,716	3,565	3,414	3,296	3,195	3,035	2,877	2,760	2,663	2,565	2,471
19	崇広	399	417	425	431	399	375	343	323	300	311	332
20	緑ヶ丘	486	501	490	458	456	441	445	419	400	383	378
21	城東	280	285	294	312	302	297	260	251	246	237	237
22	上野南	179	165	166	146	136	130	125	123	111	107	101
23	柘植	53	53	58	58	61	56	58	55	49	42	38
24	霊峰	140	123	129	123	139	127	122	107	114	106	106
25	島ヶ原	34	37	34	32	32	28	29	24	21	19	19
26	阿山	155	152	133	129	107	113	113	118	109	103	91
27	大山田	103	102	110	119	121	108	112	114	114	106	93
28	青山	210	195	191	177	170	166	173	155	146	135	136
	中学計	2,039	2,030	2,030	1,985	1,923	1,841	1,780	1,689	1,610	1,549	1,531
	小中計	5,755	5,595	5,444	5,281	5,118	4,876	4,657	4,449	4,273	4,114	4,002

2 2学年での複式学級が見込まれる
4 4学年での複式学級が見込まれる
6 6学年での複式学級が見込まれる

(8) 学校別学年学級数の推計

2024(令和6)年度の小学校は、すべての学年で複数学級の編成が4校、いずれかの学年で複数学級の編成が3校、残りの11校は全ての学年で1学級の編成となっています。中学校は、すべての学年で複数学級の編成が6校、いずれかの学年で複数学級の編成が1校、残りの3校は全ての学年で1学級の編成となっています。

児童生徒数推計による2034(令和16)年では、小学校ですべての学年で複数学級の編成が2校、残りの16校のうち全ての学年で1学級の編成が12校、複式学級での編成が4校となる見込みとなっています。中学校では、すべての学年で複数学級の編成が4校、いずれかの学年で複数学級の編成が1校、残りの5校は全ての学年で1学級の編成となる見込みです。児童生徒数の減少に伴う、小・中学校の小規模化がますます進むことが予想されます。

学校別学年学級数（特別支援学級を除く）

※令和6年度三重県市町立小中学校学級編制基準による

小学校	2024(令和6)年度							2034(令和16)年度推計						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1 上野東	3	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3	18
2 上野西	3	3	3	3	4	3	19	3	3	3	3	3	3	18
3 久米	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
4 上野北	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
5 府中	1	1	1	2	1	1	7	1	1	1	1	1	1	6
6 中瀬	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
7 友生	2	2	2	2	2	2	12	1	1	1	1	1	1	6
8 上野南	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
9 成和東	1	1	1	1	1	1	6	1	0	1	0	1	1	4
10 成和西	1	1	1	1	1	1	6	0	1	0	1	0	1	3
11 三訪	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
12 柘植	1	1	1	1	1	1	6	1	0	1	0	1	1	4
13 西柘植	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
14 壬生野	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
15 島ヶ原	1	1	1	1	1	1	6	0	1	0	1	0	1	3
16 阿山	2	1	1	2	1	2	9	1	1	1	1	1	1	6
17 大山田	2	1	2	2	2	1	10	1	1	1	1	1	1	6
18 青山	2	2	2	2	2	2	12	1	1	1	1	1	1	6

複式学級が見込まれる

中学校	2024(令和6)年度				2034(令和16)年度			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
1 崇広	3	4	4	11	4	3	3	10
2 緑ヶ丘	4	5	4	13	4	4	4	12
3 城東	3	3	3	9	3	2	3	8
4 上野南	2	2	2	6	1	1	1	3
5 柘植	1	1	1	3	1	1	1	3
6 霊峰	2	1	2	5	1	1	2	4
7 島ヶ原	1	1	1	3	1	1	1	3
8 阿山	2	2	2	6	1	1	1	3
9 大山田	1	1	1	3	1	1	1	3
10 青山	2	2	2	6	2	2	2	6

(9) 学校施設の現状

学校施設については、昭和40年代から50年代に建設したものが多く、校舎や屋内運動場等の施設の耐震化はすでに実施されていますが、老朽化に伴う改修や不具合の修繕など、事故防止等の安全確保の面からも効率的・効果的な維持管理を行っています。また、地球温暖化等による学習環境に配慮した空調設備の設置、社会環境の変化によるトイレの改修などにも取り組んでいます。

「伊賀市学校施設長寿命化計画」では、①安全性 ②快適性 ③学習活動への適応性 ④環境への適応性 ⑤地域の拠点化を5つの視点として、学校施設の状況や将来的な需要見通しを踏まえ、各学校のあり方を考慮した上で、効率的、効果的な学校別・施設別の事業方法を選定することで長寿命化を図ることとしています。

学校施設一覧

	学校名	延床面積 (㎡)		校舎建築年度【築年数】	備 考
		校舎	屋内運動場		
1	上野東小学校	7,806	1,146	2006(H18)年 【18年】	
2	上野西小学校	6,233	1,406	1995(H7)年 【29年】	2022(R4)年度長寿命化計画による大規模改造
3	久米小学校	4,030	546	2002(H14)年 【22年】	2022(R4)年度長寿命化計画による大規模改造
4	上野北小学校	3,294	532	2018(H30)年 【6年】	再編による新築
5	府中小学校	2,437	629	1984(S59)年 【40年】	2010(H22)年移転による改修
6	中瀬小学校	2,421	517	1973(S48)年 【51年】	
7	友生小学校	8,278	1,027	2004(H16)年 【20年】	
8	上野南小学校	2,496	563	1978(S53)年 【46年】	2022(R4)年再編による改修
9	成和東小学校	2,041	563	1975(S50)年 【49年】	2015(H27)年再編による改修
10	成和西小学校	1,831	563	1985(S60)年 【39年】	2015(H27)年再編による改修
11	三訪小学校	1,974	532	1986(S61)年 【38年】	2015(H27)年再編による改修
12	柘植小学校	4,488	1,428	1977(S52)年 【47年】	
13	西柘植小学校	3,227	504	1973(S48)年 【51年】	
14	壬生野小学校	3,873	1,061	1968(S43)年 【56年】	
15	島ヶ原小学校	2,862	729	2004(H16)年 【20年】	
16	阿山小学校	4,538	1,477	2014(H26)年 【10年】	再編による新築
17	大山田小学校	5,003	922	2004(H16)年 【20年】	再編による新築
18	青山小学校	7,094	1,362	2004(H16)年 【20年】	再編による新築
1	崇広中学校	6,339	1,302	1999(H11)年 【25年】	2020(R2)年度長寿命化計画による大規模改造
2	緑ヶ丘中学校	6,132	1,560	1974(S49)年 【50年】	2020(R2)～2021(R3)年度長寿命化計画による大規模改造・防災機能強化
3	城東中学校	6,102	1,519	2008(H20)年 【16年】	再編による新築 2020(R2)年度長寿命化計画による防災機能強化
4	上野南中学校	5,462	1,482	2011(H23)年 【13年】	再編による新築 2020(R2)年度長寿命化計画による防災機能強化
5	柘植中学校	4,038	1,200	1981(S56)年 【43年】	
6	霊峰中学校	4,415	1,412	1978(S53)年 【46年】	
7	島ヶ原中学校	2,012	1,359	2004(H16)年 【20年】	
8	阿山中学校	4,853	1,498	1973(S48)年 【51年】	2021(R3)年度長寿命化計画による大規模改造
9	大山田中学校	4,530	1,050	1968(S43)年 【56年】	2022(R4)～2023(R5)年度長寿命化計画による大規模改造・防災機能強化
10	青山中学校	5,503	1,535	1983(S58)年 【41年】	2021(R3)年度長寿命化計画による防災機能強化 2023(R5)～2024(R6)年度長寿命化計画による大規模改造

※建築年度は主たる校舎の建築年度

(10) 学校教育の取組

現行の学習指導要領では、「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようすることが求められる」としています。そのためには「社会に開かれた教育課程」をめざし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」の確立を図っていくことなどが示されています。

また、中央教育審議会が2021（令和3）年に答申した「令和の日本型学校教育の構築を目指して」では、「全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」が提言され、学校における基盤的なツールとなるICTも最大限活用しながら令和の日本型学校教育の構築が求められているとしています。

伊賀市の学校教育においては、「確かな学力の向上・定着」「人権・同和教育の充実」「キャリア教育の推進」を取組の3本柱とし、未来の伊賀市を担っていく人材を育むとともに、子どもたちが未来に夢や希望を持ち、未来をたくましく切り拓いていけることを念頭においた教育を進めています。

「確かな学力の向上・定着」では、仲間と学ぶ楽しさを味わう、わかる授業づくりとして、新学習指導要領に基づく授業改善やICT機器等を活用した指導力の向上、家庭との連携による生活習慣や学習習慣の見直し、外国語指導助手（ALT）の積極的な活用を進めています。

「人権・同和教育の充実」では、人権にかかわる知識・理解だけでなく、学習を通して自分自身や家族をみつめたり、隣に座っている友だちのことを考えたり、自分の生き方を思い描いたりすることを大切にし、そのことが、児童生徒が自己実現していくときの力となり、次世代の育成につながる人権教育を推進しています。

「キャリア教育の推進」では、社会的・職業的自立のための必要な能力や態度を育成するとし、キャリア・カウンセリングと体験学習等の実施や学校・家庭・地域・企業・関係行政機関との連携を進めています。

これら3本柱に加えて「生徒指導・特別支援教育・外国人児童生徒教育・健康教育の充実」として、いじめ・不登校・暴力行為等の課題に対する取組を推進するとともに、一人ひとりの子どもが安心して学べる学校づくりを推進しています。また、地域を学びの場とする「特色ある学校づくりの推進」として地域とともに学校マニフェストの推進などの取組を進めています。

引き続き、子ども一人ひとりが心豊かで健やかに成長・自立し、新しい時代を生きぬく力を育み、共に未来を創造できる教育を進めることとしています。

2. 未来を拓く児童生徒に望ましい小中学校の規模・配置・体系

（１）計画の位置づけ

この基本計画は、今後も児童生徒数の減少が見込まれる中、伊賀市の子どもたちが学びを人生や社会に活かし、未来の創り手となり、新しい時代を生きぬくことができる力を育むことができる最適な教育環境を第一に考え、小学校、中学校の義務教育９年間を見通し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を進めるため、伊賀市の望ましいみらいの学校規模や配置、体系などについての基本的な方向性を示すものです。

（２）望ましいみらいの学校規模・学校配置

望ましいみらいの学校規模・学校配置については、児童生徒のよりよい教育環境を確保し、教育の質の向上や充実に加えて、一定程度の規模における学習集団での学びにより、個別最適な学びと協働的な学習をさらに進め、教育効果をさらに高めることを第一に考える必要があります。

しかしながら、今後の人口予測から児童生徒数は減少し、学校の小規模化が進むことが考えられます。また、地理的な状況や地域の様々な事情の考慮が必要な場合もあります。このようなことを踏まえ、標準的で望ましいみらいの学校規模・学校配置として基本的な方針を次のとおり定めることとします。

なお、この基本計画の学校規模・学校配置については、特別支援学級は児童生徒の状況により変動することから、通常の学級を対象とします。

① 望ましいみらいの学校規模（学級数・学級人数）

平成２７年に定められた文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（以下「手引き」という。）では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方について、教育的な視点として「義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基礎的資質を養うことを目的とし、学校では、単に知識や学力を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要

となります。」としています。

伊賀市においても、更なる少子化により児童生徒数が減少することが予測されている中で、次世代を担う子どもたちが様々な課題を解決しながら生きていくために必要な資質・能力を育むためには、人間関係や学校行事も踏まえた質の高い教育の保障、教員の配置や育成環境を踏まえた学校運営など、伊賀市で育つ子どもたちにとって一定の学校規模や義務教育 9 年間を見通した学校体系を確保するなど最適な教育環境を確保することが必要と考えています。

伊賀市における望ましいみらいの学校規模（学級数）

《国における標準的な学級数の考え方》

国の法令等では、標準的な学級数の考え方として、学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」と規定され、同規則第79条において、この規定は中学校にも準用するとされています。

また、手引きでは、望ましい学級数の考え方として、「小学校では複式学級を解消するためには、少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要で、全学年でクラス替えを可能としたり学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数職員を配置するためには、1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい」としています。

「中学校は全学年でクラス替えや学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上が必要となり、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりする場合には、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい」としています。

《小規模化と大規模化の「良さ」と「課題」》

国の標準的な学級数を下回る小規模化や標準を上回る大規模化では、それぞれの「良さ」がある一方で「課題」が生じる可能性があります。

特に小学校では、12学級を下回ると、クラス替えができない学年が出てくる可能性があり、さらに校区が1小1中の場合は中学校までの9年間でクラス替えができずに、人間関係の固定化やクラス同士で切磋琢磨する教育活動ができなくなる可能性があります。また、中学校では、9学級を下回ると、部活動の選択肢が少ない、専門教科の教員を配置しにくいなどの課題が生じます。

●小規模化の「良さ」と「課題」の例

区分	良い点	心配な点
学習面	・児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会の設定がしやすい。	・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団をめざす、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態が取りにくい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の性別に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学 校 運営面	・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間帯の調整が行いやすい。	・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置が行いにくい。 ・学年別や教科別の教員同士で学習指導や生徒指導等についての相談、研究、協力、切磋琢磨が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	・保護者や地域社会との連携が図りやすい。	・PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

●大規模化の「良さ」と「課題」の例

区分	良い点	心配な点
学習面	・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力をさらにのばしやすい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・児童・生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態が取りやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・様々な種類の部活動の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
生活面	・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	・学年内、異学年間の交流が不十分になりやすい。 ・全教職員による児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学 校 運営面	・教職員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置が行いやすい。 ・学年別や教科別の教員同士で学習指導や生徒指導等についての相談、研究、協力、切磋琢磨が行いやすい。 ・校務分掌が組織的にくいやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。	・教職員相互の連絡調整が回りづらい。 ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	・PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担が分散しやすい。	・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

(中央教育審議会の初等中等教育分科会の小中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会(H20.12.2)で配布された資料を参照の上作成)

児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導や学校行事で児童生徒一人ひとりの個別の活動機会が設定しやすいなど、少人数ならではの利点がある一方で、複数の学級を編制できる場合(いわゆるクラス替えができる編制)では、児童生徒同士の間関係に配慮した編制、新たな人間関係を構築する力を身に付けやすいなどの利点も考えられます。

他者と協働しながら、複雑で予測困難な社会の変化に対応し、新しい時代を生きぬく力を培うための教育環境を確保するためには、児童生徒が一定規模の集

団の中で、多様な価値観や意見に触れ、お互いの意見を出し合いながら切磋琢磨し、社会性や協調性を育むことなど様々な経験ができるよう、多くの教職員による指導・支援によって学校生活を送ることができる学校規模が必要と考えています。

2023年2月に小学生5・6年生、中学生、小中学校保護者、小中学校教職員を対象に実施した「小中学校の適正規模を考えるアンケート調査結果」（以下「アンケート調査結果」という。）では、「1学年のクラス数は何クラスぐらいが良いと思いますか。」という設問について、小学校では「2～3クラス」と答えた小学生が58%、保護者が76%となっています。また、中学校では「2～3クラス」「4～5クラス」と答えた中学生が88%、保護者が96%となっています。

小学生への「クラス替えについてどう思いますか。」という設問については、「ある方が良い」と答えた児童が73%となっています。

項 目	小 学 生 (%)		小学保護者 (%)		中 学 生 (%)		中学保護者 (%)	
1クラス	322	26.2	165	9.4	103	6.0	15	1.7
2～3クラス	710	57.7	1,323	75.6	892	52.0	488	56.0
4～5クラス	178	14.5	256	14.6	616	35.9	350	40.1
6クラス以上	20	1.6	9	0.5	106	6.2	19	2.2
計	1,230	100	1,753	100	1,717	100	872	100

項 目	小 学 生 (%)	
クラス替えがある方が良い	892	72.5
クラス替えがない方が良い	338	27.5
計	1,230	100

これらのことから、伊賀市の小中学校の望ましいみらいの学校規模（学級数）を次のとおりとします。

小学校 1学年2学級から3学級 全学年で12学級から18学級
中学校 1学年3学級から6学級 全学年で 9学級から18学級

児童生徒への教育効果をさらに高めるためには、上記の学校規模とすることが重要ですが、学校全体の児童生徒数やその将来推計、通学時間、地域の状況などにより、少なくとも1学年で複数の学級を確保することをめざします。

伊賀市における望ましいみらいの学級規模（学級人数）

伊賀市では、三重県の学級編制基準を基本に学級編制を行っていますが、1学年1学級（単学級）の学校では、学級人数に大きな幅があり、極端に減少した場合には、小規模化の課題に加えて、球技や合唱などの集団活動の実施や班活動、グループ編成での学習に制約が生じる可能性やクラス内の性別の偏りが生じやすいなどといった教育上の課題が考えられます。

アンケート調査結果では、「クラスの人数は何人ぐらいが良いですか」という設問について、小学校では「26～30人」と答えた小学生が34%と最も多く、保護者は「21～25人」と答え人が39%と最も多くなっています。また、中学校では「26～30人」と答えた中学生が46%、保護者が44%と最も多くなっています。

項 目	小 学 生 (%)		小学保護者 (%)		中 学 生 (%)		中学保護者 (%)	
15人未満	116	9.4	77	4.4	39	2.3	14	1.6
16～20人	194	15.8	409	23.3	96	5.6	83	9.5
21～25人	218	17.7	686	39.1	317	18.5	311	35.7
26～30人	418	34.0	503	28.7	782	45.5	380	43.6
31～35人	284	23.1	78	4.4	483	28.1	84	9.6
計	1,230	100	1,753	100	1,717	100	872	100

これらのことから、よりよい教育環境を確保する観点から、学級編制基準での複数の学級を編制する学級人数を踏まえ、伊賀市の望ましいみらいの学級規模（学級人数）を次のとおりとします。

三重県学級編制基準による学級編制を基本とする
小学校・中学校とも 1学級あたり少なくとも18人以上

学級数による学校規模の分類

一定の学校規模の確保が今後の児童生徒のよりよい教育環境の確保につながると考えることから、伊賀市の小学校・中学校の規模を次のとおり分類します。

今後、「伊賀市学校みらい構想」を進めていくにあたっては、表の分類による学校規模を基本としますが、単に児童生徒数のみに着目するのではなく、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備、安心安全な学校生活、教育の質の更なる充実をめざして検討することが必要と考えられます。

規 模	小学校	中学校	内 容
過小規模校	1～5 学級	1～2 学級	複式学級が存在する規模 ^(注1) クラス替えができない規模
小規模校	6学級	3学級	クラス替えができない規模
	7～11 学級	4～5 学級	一部の学年でクラス替えができる規模
		6～8 学級	中学校の全学年でクラス替えができ、限られた教科で同学年に複数教員を配置できる規模
適正規模校	12～18 学級 (各学年2 ～3学級)	9～18 学級 (各学年3 ～6学級)	全学年でクラス替えが可能 中学校の多くの教科で同学年に複数教員の配置が可能 小学校の授業で教科担任による学習指導が可能
大規模校	19学級 以上	19学級 以上	

(注1) 学年が欠けている場合等もあり、小学校1～5学級、中学校1～2学級であれば必ず複式学級が存在するとは限りません。

② 望ましいみらいの学校配置

伊賀市における望ましいみらいの学校配置（通学距離と通学時間）

学校の望ましい配置の検討にあたっては、児童生徒の通学条件を考えることが必要です。通学距離や通学時間の~~が~~変化に伴い、児童生徒や保護者の負担面に加えて登下校時での安全面などに配慮する必要があります。

国においては、義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条で公立の小学校や中学校の通学距離、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では通学時間の一定の目安が定められています。

区分	通 学 距 離	通 学 時 間
小学校	おおむね4 km以内	適切な通学手段が確保できることを前提に おおむね1 時間以内
中学校	おおむね6 km以内	

アンケート調査結果では「通学方法や通学距離についてどのように思いますか。」という設問について、小学校では「徒歩通学は30分以内、それ以上はスクールバス」と答えた小学生が56%、保護者が63%と最も多くなっています。中学校では「徒歩・自転車での通学は30分以内、それ以上はスクールバス」と答えた中学生が58%、保護者が70%と最も多くなっています。

項 目	小 学 生 (%)		小学保護者 (%)	
徒歩通学は30分以内、それ以上はスクールバス	686	55.8	1,112	63.4
徒歩通学は45分以内、それ以上はスクールバス	218	17.7	265	15.1
徒歩通学は60分以内、それ以上はスクールバス	103	8.4	38	2.2
公的交通機関やスクールバスなど通学手段がしっかりしていれば、通学時間や通学距離にはこだわらない。	223	18.1	338	19.3
計	1,230	100	1,753	100

項 目	中 学 生 (%)		中学保護者 (%)	
徒歩・自転車での通学は30分以内、それ以上はスクールバス	988	57.5	611	70.1
徒歩・自転車での通学は45分以内、それ以上はスクールバス	228	13.3	83	9.5
徒歩・自転車での通学は60分以内、それ以上はスクールバス	78	4.5	15	1.7
公的交通機関やスクールバスなど通学手段がしっかりしていれば、通学時間や通学距離にはこだわらない。	423	24.6	163	18.7
計	1,717	100	872	100

アンケート調査結果から、小学校の徒歩で30分の通学距離は、おおむね2 km、中学校の徒歩・自転車で30分の通学距離は、おおむね3 km（徒歩）～7 km（自転車）と推測されます。

学校配置を検討する上での通学距離は、国が示す目安が考えられますが、伊賀市では、これまで小学校の徒歩での通学は3 km以内、中学校の徒歩・自転車で通学は5 km以内を基準とし、それぞれ1 km短い距離で検討してきたことから、通学距離については、小学校・中学校とも同一基準とすることとします。

ただし、広大な面積や人口分布に地域差があることから、通学距離を絶対的なものとはせずに通学時間も考慮したうえで、いずれかの条件を満たすよう望ましい通学距離と通学時間を次のとおりを定めることとします。

通学距離	小学校	おおむね3 km以内
	中学校	おおむね5 km以内
通学時間	小学校・中学校とも おおむね1 時間以内	

通学距離が基準を超える場合は、適切な通学手段を確保し、通学時間が基準の範囲内となるようにする。

時代の変化に対応した学校配置の検討

学校教育を取り巻く情勢の変化を踏まえ、旧市町村の枠組みにとらわれない学校配置の検討が考えられます。児童生徒がより良い教育環境で教育が受けられる体制の確保を優先的に考え、これまでの枠組みの考え方から伊賀市全体での学校配置を検討することが必要です。

③ 望ましいみらいの学校規模・学校配置の適正化に向けた基準

伊賀市には、現在も小規模校が多く存在し、今後、過小規模校の発生も含めて増加することが予想されています。

複式学級が存在する過小規模校や、小規模校の単学級のうち児童生徒数が極端に少ない学校では、日々の学校運営の中で解決することが困難な教育上の課題が大きくなることも予想されます。

そのため、望ましいみらいの学校規模や学校配置（通学距離や通学時間）を踏まえ、早期に適正化の検討が必要な学校を次のとおりとします。

現時点で望ましいみらいの学校規模である学校についても、今後10年の児童生徒数の動向から将来予想される学校規模を考慮して検討することとします。

- ・複式学級が存在する（見込まれる）学校
- ・全学年が単学級（単学級が見込まれる）、かつ学年平均児童生徒数が望ましい学級規模の基準に満たない（満たないことが見込まれる）学校
ただし、中学校については、生徒数に関わらず全学年が単学級（単学級が見込まれる）学校を対象とします。

適正化の検討を進めるにあたっては、様々な地域事情を踏まえたうえで従来の「学校の統合」、小学校と中学校の単位ではなく義務教育9年間を通じた学習指導や生活指導などの教育活動に継続性・連続性をもたせた「小中一貫型の学校・義務教育学校の設置」、地域とともに少人数を生かした特色ある教育活動を実施する「小規模校の存続を考えた特認校制度」など、多様な教育活動の可能性について検討することが必要です。

（３）義務教育 ９ 年間を見通した学校体系

少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展など、児童生徒を取り巻く社会が様々に変化する中、児童生徒の多様化、複雑化する課題への対応の重要度が増えています。

多様化・複雑化する課題は、児童生徒の指導面や学習面に加え、小学校低学年による集団生活における不適合や小学校高学年における児童の身体的発達の早期化など年齢と身体の発達バランスが合っていないことがあげられます。

また、小学校を卒業して中学校へ進学した際に、これまでの小学校生活と異なる新しい環境での学習や生活に不適應を起こしてしまういわゆる「中 1 ギャップ」、また、大人とのコミュニケーションの減少といった家庭、地域の社会性育成機能の低下などがあげられます。

このような状況の中で、学校においては、校種間の枠を超え、連携して多様化・複雑化する課題の解決に当たることがより一層求められていることから、これまでの小学校と中学校の単位ではなく、小学校と中学校の接続・連携のあり方を踏まえて義務教育 9 年間を見通した学校体系について検討が必要となっています。

① 小中連携教育・小中一貫教育推進の背景

文部科学省は、「小中連携教育」と「小中一貫教育」について、次のように定義しています。

小中連携教育 ⇒ 「小・中学校がお互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育」

小中一貫教育 ⇒ 「小中連携教育のうち、小・中学校がめざす子ども像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育」

小中連携教育については、「中 1 ギャップ」など生徒指導上の諸問題へ対応することを目的として、小学校と中学校の円滑な接続を図れるよう、生活面や学習面での不安や課題を解消するため、可能な範囲で小中が連携し、学校生活への適応や豊かな教育環境の創出をめざし、進められてきました。

小中一貫教育については、小中連携教育を発展させ、小学校と中学校が別々の組織として設置されたことによる様々な課題の解消を目的に教育主体、教育活動、学校マネジメントの一貫性を確保した取り組みをすべての教職員が義務教育 9 年間に責任をもって継続的・安定的に実施する制度的基盤整備として学校教育法等の改正により平成 28 年度に制度化されたものです。

② 小中一貫教育の成果と課題

小中一貫教育の制度化に伴い、文部科学省が平成 29 年 3 月に小中一貫教育実施市町村に対して行った導入状況調査では、次のような成果や課題が示されています。

○成果

- ・学習習慣や学習規律・生活規律の定着が進んだ
- ・中学校への進学に不安を覚える児童が減少した
- ・上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった
- ・いわゆる「中一ギャップ」が緩和された
- ・児童生徒に思いやりや助け合いの気持ちが育まれた
- ・小学校・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった
- ・地域との協働連携が強化された など

○課題

- ・9 年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発
- ・児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮
- ・小学生高学年のリーダー性・主体性の育成
- ・教職員の負担感・多忙感の解消
- ・年間行事予定の調整・共有化
- ・児童生徒間の交流を図る際の移動手段・移動時間の確保 など

③ 伊賀市における小中一貫教育

現在、伊賀市では各中学校区単位の小中学校の教職員が情報交換や研修などを通じて、小学校から中学校への円滑な接続を図ることをめざして小中連携教育に取り組んでいます。小学校から中学校への接続をこれまで以上にスムーズに進めるためにも連携教育の更なる推進に加え、めざす児童生徒像を共有し、義務教育の9年間を通じて系統性・連続性を重視した教育を進めることが望まれます。

児童生徒のよりよい学びと多様化・複雑化する学校課題に対応するため、義務教育9年間を見通した学校体系のうちのひとつとして小中一貫教育への取り組みを検討する必要があります。

検討にあたっては、児童生徒・教職員の各立場、学習上や生徒指導上など、メリットやデメリットを十分踏まえて、伊賀市にとって望ましい学校形態、特色ある教育課程、取り組む範囲など具体的な取り組み方針を考える必要があります。

（４）少人数を活かした特色ある学校運営

国は、学校規模の適正化に関する基本的な考え方として、「一定の規模の児童生徒集団の確保やバランスのとれた教職員集団の配置が望ましいことから一定の学校規模を確保することが重要となる」としています。

また、「地理的な要因や地域事情により、学校統合によって適正規模化を進めることが困難な地域や、小規模校を存続させることが必要であるとする地域なども存在することから、学校が小規模であることのメリットを最大化するとともに、具体的なデメリットをきめ細かく分析し、関係者間で十分に共有した上で、それらを最小化するような工夫を計画的に講じていく必要がある」としています。

伊賀市においても、今後、児童生徒数が減少することが予測されることから、複式学級が存在する過小規模校や小規模校の増加が予想されます。望ましいみらいの学校規模・学校配置の適正化を進める際は、未来を生き抜く児童生徒にとってより良い教育環境の確保を第一に考える必要があります。

学校の小規模化における「良さ」と「課題」については、「伊賀市における望ましいみらいの学校規模」で記載していますが、過小規模校や小規模校を存続させる場合もそれらの良さを活かす方策や課題を緩和する方策を教育活動として充実することが重要であり、児童生徒の学びのために充実した教育を前提とした方策として検討することが必要です。

また、国の制度で小規模校の充実方策として位置づけられている、地域と連携した自然や伝統などの地域環境を活かした少人数での特色ある教育活動などを取り入れた学校運営についても必要に応じて検討することが考えられます。

（５）地域社会との連携

国の基本的な考え方として、学校は、児童生徒の教育のために設置されている施設であり、児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に捉えるべきであるが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる場所であるとともに防災や地域の交流の場など様々な機能を有している施設であるとしています。

また、児童生徒に求められる資質や能力は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれていくものであり、学校のみで育成できるものではないことに加え、社会の変化に伴う多様化・複雑化するニーズに学校の教職員や教育行政だけで対応することは困難である状況から、保護者や地域住民などの支えが必要となっているとしています。

さらに2020年からの新学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、組織的・継続的に地域と学校が連携・協働していくことが大変重要と考え、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の一体的推進を掲げています。

伊賀市においても学校は、児童生徒の学びの場として、その機能を高めていくことが重要であることから、教育的な視点を第一に考えることが必要です。

しかし、社会の変化に伴う児童生徒や学校運営における多様化・複雑化する課題は、学校だけで対応していくことは困難な状況となっています。児童生徒の求められる資質や能力は、単なる教科等の知識の習得だけでなく、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれることを考えると、特に特色ある教育活動を実施する場合などは学校だけでなく地域住民や地域の学校支援組織などとの連携を強化する必要があります。

これまで取り組んできたコミュニティスクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部（学校支援地域本部）との更なる連携により、児童生徒のより良い教育環境を確保することが必要であると考えられます。

（６）今後の取組の進め方

伊賀市学校みらい構想基本計画は、社会情勢や教育を取り巻く環境が急速に変化することによって多様化する課題や更なる児童生徒数の減少へ対応するために、義務教育９年間を通じて望ましい学校規模や学校配置等について基本的な方針として示すものです。

具体的な学校の再編等を検討し、推進するにあたっては、この基本計画策定後に早期に適正化の検討が必要となる学校区を選定し、保護者や地域住民に学校教育環境に係る現状や課題を説明し、理解と協力、参画のもと合意形成を前提に進めるとともに、既存の学校施設の活用など、将来世代の負担の軽減も踏まえ取り組むこととします。

なお、適正化に向けて検討が必要な学校に加え、現時点において保護者や地域住民が児童生徒数の減少などにより活力ある学校づくりに課題があると思われる学校区についても、早急に検討を始めることとします。

3. 今後の望ましい教育環境

（１）望ましい通学の方法と費用負担（補助）

児童生徒を育むための様々な教育環境の中で、市立小学校・中学校の通学の方法や保護者負担（補助）については、市町村合併前の旧市町村で実施していた内容を踏襲しているところがあり、市内全域で見ると整合がとれていない状況があります。

① 通学の方法と費用負担や補助の現状

通学の方法は、小学生は徒歩、中学生は徒歩・自転車での通学を基本としていますが、最寄り駅・バス停や仮定集合場所から学校までの距離が小学生で3km、中学生で5kmを基準とし、基準距離を超える場合は、公共交通機関やスクールバスを利用して通学できることとしています。

基準距離以外でのスクールバスの運行として、これまでの校区再編計画での学校統廃合による協議により、道路状況等によって児童生徒の安全な通学が確保できない等を理由に改善されるまでの間はスクールバスを運行している学校もあります。

費用負担や補助金については、市内小中学校に通学する児童生徒のうち、遠距離等から通学する児童生徒の保護者に対して、通学費を補助することで、その負担を軽減し、義務教育の円滑な運営を目的として「遠距離通学児童生徒通学費補助金」「自転車通学支援補助金」を支給しています。なお、スクールバスの利用料は無料となっていますので通学費補助金の対象となっておりません。

○遠距離通学児童生徒通学費補助金

区分	補助対象者	補助金額等
公共交通機関	小学生3km、中学生5km以上	通学定期券の全額
	上記以外	通学定期券の20/100 伊賀鉄道定期券の40/100
	要保護・準要保護世帯	通学定期券の全額
自転車	下記区域 上野南中学校：古郡 霊峰中学校：山畑、希望ヶ丘 大山田中学校：千戸、大沢	年額3,600円
適用除外	① 他の法令により通学に要する費用の援助を受けている ② 校区外通学 ③ 自転車通学支援補助金を受けている ④ スクールバス通学	

○自転車通学支援補助金

区分	補助対象者	補助金額等
自転車	阿山中学校下記区域 上友田、東湯舟、西湯舟、城出、川上、里出、鈴鹿、 中ノ村、界外、山生田、内保、槇山、丸柱、音羽、中 友田（佃橋以北）、石川新田	購入金額と20,000円の いずれか低いほう (在学中に1回限り)

アンケート調査結果では、「通学に関する保護者負担について、どのようにお考えですか。」という設問について、「保護者負担はやむを得ないが、徒歩や自転車で通学できない遠距離通学については、スクールバス等の交通費は無料にすべき」と答えた保護者が、小学校で57%、中学校で59%とそれぞれで最も多くなっています。

項 目	小学保護者 (%)		中学保護者 (%)	
保護者負担はやむを得ないが、徒歩や自転車で通学できない遠距離通学については、スクールバス等の交通費は無料にすべき	1,004	57.3	512	58.7
スクールバス、公共交通機関に関わらず、自宅から学校までの距離に応じ保護者が負担すべき	35	2.0	25	2.9
交通事情や道路整備の状況等により、地域によって環境が異なるため、各学校ごとに保護者負担のルールを決めればよい	263	15.0	122	14.0
学校までの距離は近くても、料金を支払えばスクールバスや公共交通で通学できるようにすればよい	108	6.2	74	8.5
どのような場合でも、通学に必要な交通費を保護者が負担すべきでない	343	19.6	139	15.9
計	1,753	100	872	100

② 望ましい通学の方法と費用負担や補助

市内小学校・中学校における今後の望ましい通学の方法と費用負担（補助）に関する基本的な考え方を次のように定め、引き続き、児童生徒の安心安全な通学の確保を図ります。

通学方法について

○通学方法の基本

- ・小学校は、徒歩通学を基本とする。
- ・中学校は、徒歩・自転車通学を基本とする。

○通学距離の基準

- ・居住する地区の仮定集合場所から、徒歩・自転車通学が可能な通学路を経由した学校までの距離とする。

○遠距離通学の基準

- ・小学校は、通学距離が3 km以上とする。
- ・中学校は、通学距離が5 km以上とする。

○通学時間の基準

- ・小学校、中学校ともおおむね1時間以内とする。

○スクールバス及び公共交通機関の利用基準

- ・遠距離通学の児童・生徒とする。
- ・遠距離通学の距離に満たない場合は、原則「通学方法の基本」によることとする。
(小学校は、通学距離が3 km未満、中学校は、通学距離が5 km未満)

通学にかかる費用負担（通学費補助金）について

○費用負担（通学費補助金）の対象

- ・遠距離通学にかかる費用
- ・要保護、準要保護世帯の児童、生徒が通学で公共交通機関を利用した場合の費用

○費用負担（通学費補助金）の対象外

- ・スクールバスを利用して通学している場合
- ・校区外通学
- ・他の法令等により、通学に要する費用の援助を受けている場合

○費用負担（通学費補助金）の割合

- ・同じ通学方法で差異が無いよう、統一した割合（金額）とする。

道路状況等によって安全な通学が確保できないことや学校統廃合時の協議により、基準距離未満でのスクールバスや公共交通機関の利用・費用負担等については、これまでの経緯や集団登下校の状況等を踏まえて、教育委員会で別途検討することとします。